平成２２年（フ）第４５１号
福岡県久留米市上津町1678番地１　上津ハイツ202号
債務者　大城　博子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９４号
山梨県富士吉田市新西原２丁目26番５号
債務者　佐藤　春華
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
山梨県南都留郡富士河口湖町勝山905番地
債務者　原口　千鶴
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
長野県松本市庄内３丁目６番42号　リビスター松本Ａ―109
債務者　三澤　眞一
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３６７号
長野県松本市梓川梓1796番地10
債務者　落合　陸海
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６１３号
埼玉県三郷市早稲田１丁目１番地３　ヴェルティストン305、旧住所埼玉県三郷市さつき平１丁目３番１―709号
債務者　吉冨　幸江
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６８９号
和歌山市禰宜1245番地の１　ハイツ千旦Ｂ―３号室
債務者　東　　秀至
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３２２０号
横浜市旭区上白根２丁目２番３号　ミノルハイツＣ104号
債務者　阿部　八子
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２５０号
神奈川県高座郡寒川町小動976番地54
債務者　矢邉　裕喬
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２９１号
横浜市緑区霧が丘５丁目26番地　１棟508号
債務者　高平　留美（旧姓稲田）
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３１８号
神奈川県鎌倉市大船1687番地５　周山荘103号
債務者　岩永　浩樹
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２３号
神奈川県藤沢市亀井野1370番地　203
債務者　横山　　恵
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３３４号
神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目１番25号
債務者　梅沢　滝子
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３４７号
横浜市金沢区大道１丁目20番14号　ヒロセサニーホーム２Ｆ201石川方
債務者　當間　榮進
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３６５号
横浜市中区山田町８番地１　フロール山田町第３―210
債務者　清水佐知子
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３７８号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目６番５号
債務者　近藤　真一
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部